

2018年6月18日

経済レポート

けいざい早わかり(2018年度第2号)

潜在成長率の引き上げを目指す「骨太の方針 2018」

調査部 主任研究員 中田 一良

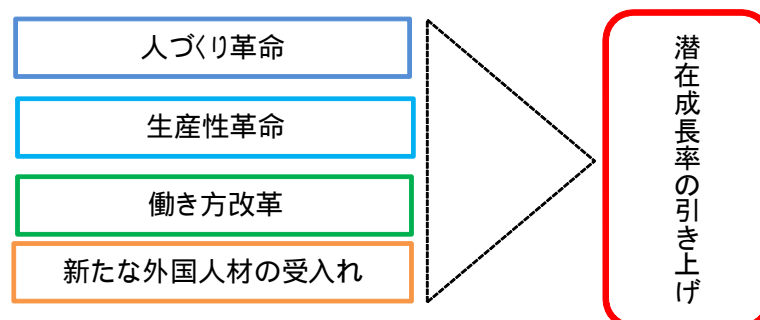
【目次】

- | | |
|--------------------------------|-----|
| Q1. 「骨太の方針 2018」のポイントは何ですか？ | p.2 |
| Q2. 人づくり革命ではどのようなことが実施されるのですか？ | p.3 |
| Q3. 新たに受入れる外国人材はどのような人材ですか？ | p.4 |
| Q4. 新しい経済・財政再生計画について教えてください。 | p.5 |

Q 1 . 「骨太の方針 2018」のポイントは何ですか？

- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018」では、少子高齢化の進行、人手不足感の高まりといった中で、潜在成長率を高めていくためには経済のサプライサイド（供給側）を強化することが必要であるとされています。そのための改革として、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に取り組むとともに、働き方改革を推進していくとしています（図表 1）。
- ・ 人づくり革命では、幼児教育の無償化、高等教育の無償化、介護離職ゼロに向けた介護人材確保のため、介護職員の更なる処遇改善などが進められます。子育て世代や子供たちを支援することにより、社会保障制度を高齢者だけでなく、若者も安心できる「全世代型」の制度へと転換するとされています。
- ・ 生産性革命では、AI、IoT、ロボットなど第4次産業革命の社会実装により、誰もが活躍でき、人口減少・高齢化、エネルギー・環境制約などの社会課題を解決できる経済社会システムである「Society5.0」の実現を目指し、「未来投資戦略 2018」を推進する方針です。「未来投資戦略 2018」では、今後取り組む重点分野と変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」として、無人自動運転による移動サービスの2020年の実現などを目指す、次世代モビリティ・システムの構築プロジェクトなどが掲げられています。
- ・ 働き方改革では、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現を目指して、法整備が行われます。また、柔軟な働き方の実現のために、年収が平均的な労働者の3倍相当程度を上回り、職務範囲が明確で専門性が高い職に従事している人が、時間ではなく、成果で評価される働き方を選択できる高度プロフェSSIONAL制度を創設するとされています。
- ・ また、中小・小規模事業者をはじめとする、深刻な人手不足に対応するため、女性や高齢者の就労促進といった国内人材の確保を推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限らず、一定の専門性・技能を有する即戦力となる外国人材を幅広く受け入れる制度を創設としています。

図表 1 . 骨太の方針 2018 における潜在成長率引き上げのための取り組み



(出所) 「経済財政運営と改革の基本方針2018」をもとに作成

Q2. 人づくり革命ではどのようなことが実施されるのですか？

- ・ 人づくり革命では、 幼児教育の無償化、 待機児童問題の解消等、 高等教育の無償化、 介護職員の更なる処遇改善、 私立高校授業料の実質無償化（年収 590 万円未満世帯を対象）、 リカレント教育の抜本的拡充、 大学改革の推進、 意欲ある高齢者の働く場の準備（高齢者雇用の促進）が推進されます（図表 2）。このうち、 から までの政策については、2019 年 10 月の消費税率引き上げに伴う増収分のうち 2 兆円規模が財源として用いられることになっています。
- ・ 幼児教育の無償化では、3 歳から 5 歳までのすべての子供と、0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子供の、幼稚園、保育所、認定こども園の費用が無償化されます。認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッターなどについては、保育の必要性があると認定された子供を対象に、認可保育所における月額保育料の全国平均額（0 歳から 2 歳は 4.2 万円、3 歳から 5 歳は 3.7 万円）を上限として無償化措置がとられます。幼児教育の無償化は消費税率引き上げに合わせて 2019 年 10 月からの全面的な実施を目指すとしており、消費税率引き上げに伴う子育て世帯の負担増加を緩和することが期待されます。
- ・ 高等教育の無償化は、住民税非課税世帯（年収 270 万円未満）の子供が対象であり、国立大学の場合は授業料が免除され、私立大学の場合は国立大学の授業料に、私立大学の平均授業料と国立大学の授業料の差額の 2 分の 1 を加算した金額が支援されます。給付型奨学金については、住民税非課税世帯の子供を対象に、学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置を講じるとされています。
- ・ 支援の崖・谷間が生じないように、住民税非課税世帯に準じる世帯（年収 380 万円未満）の子供についても、住民税非課税世帯の子供に対する支援措置に準じた支援（授業料減免及び給付型奨学金）が行われることになっています。
- ・ 支援措置の対象となる大学は、学問追究と実践的な教育のバランスが取れている大学とされており、具体的には、理事に産業界等の外部人材を複数任命していることなどが挙げられています。

図表 2 . 無償化以外の人づくり革命の内容

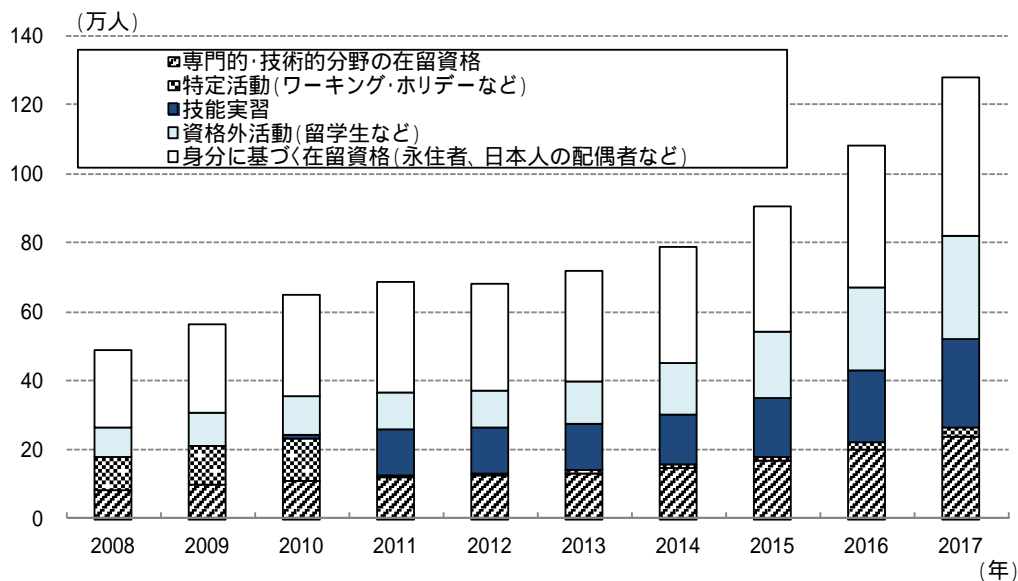
	内容の例
待機児童問題の解消等	2020年度末までに32万人分の受け皿の整備を進める
リカレント教育の抜本的拡充	教育訓練給付の拡充を図る 長期の教育訓練休暇におけるリカレント教育に対する助成を行う
大学改革の推進	学生の学修成果等の情報の公開を大学に義務付け、学生が身に付けた能力等の見える化を図る
高齢者雇用の促進	高齢者に係る賃金制度や能力評価制度の構築に取り組む企業に対して、整備費用を補助する 公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する

（出所）「経済財政運営と改革の基本方針2018」をもとに作成

Q3．新たに受入れる外国人材はどのような人材ですか？

- ・ 現在、日本で就労を目的として在留が認められている外国人は、専門的・技術的な分野で働く人（エンジニア、通訳、大学教授、私企業の語学教師、外資系企業の経営者等）に限られています。このほかに、日本で働く外国人には、永住者や日本人の配偶者、留学生、技能習得を目的とする実習生などがあります。厚生労働省に届けられている外国人労働者数は増加が続いており、128万人（2017年10月末時点）となっています（図表3）。

図表3．日本における外国人労働者の推移



(注)2010年7月の入国管理法の改正により、「技能実習」が新設された(それ以前は特定活動に含まれる)
 (出所)厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(2017年10月末現在)より作成

- ・ 中小・小規模事業者をはじめとする人手不足に対応するため、現行の専門的・技術的な外国人材の受け入れ制度を拡充し、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格が創設されます。
- ・ 受入れ業種は、生産性向上や国内人材の確保のための取り組みを行ってもなお、業種の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる業種とされています。
- ・ 新たに創設される在留資格の取得に関して、外国人材に求める技能水準は、受入れ業種で適切に働くために必要な知識及び技能であり、業所管省庁が定める試験によって確認することになっています。日本語能力の水準については、日本語能力試験等により、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが確認されることを基本としつつ、受入れ業種ごとに業務上必要な日本語能力水準を考慮して決定されることになっています。技能実習（3年）を修了した人は、必要な技能水準や日本語能力水準を満た

しているものとみなされ、試験等が免除されます。このほか、他の就労目的の在留資格と同様、日本人と同等以上の報酬であることが必要です。

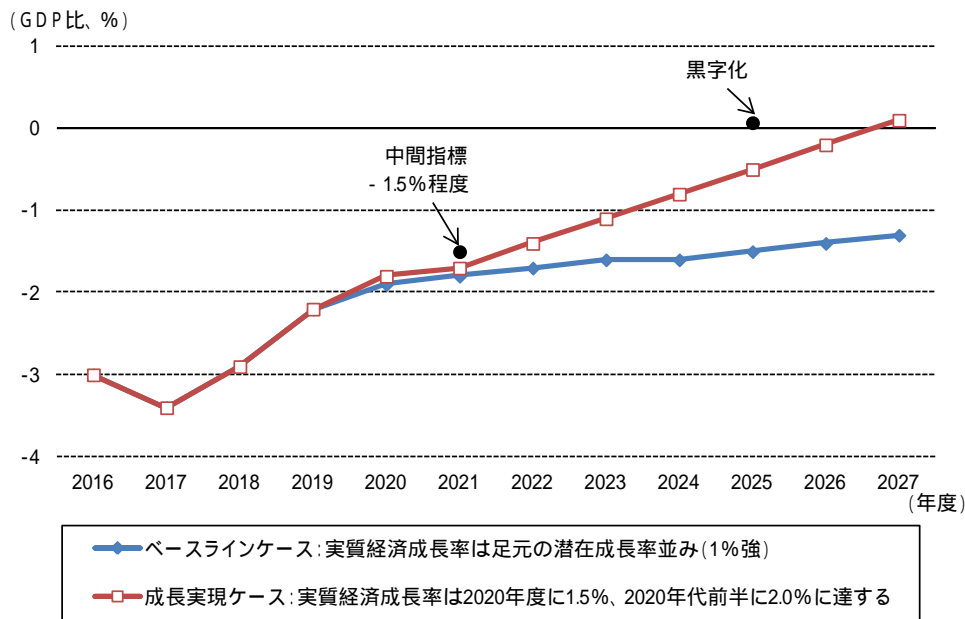
- ・ 政府は、新たに創設される在留資格は移民政策とは異なるものとしており、在留期間の上限は通算5年で、家族の帯同は基本的には認めない方針です。ただし、新たな在留資格による滞在中に高い専門性を有すると認められる場合は、現行の在留資格への移行を認めるといった在留資格上の措置を検討することになっています。
- ・ 新たに創設される在留資格を得て、技能実習を修了した外国人など日本で働くことができるようになると、企業は外国人労働者を確保しやすくなると考えられます。

Q4．新しい経済・財政再生計画について教えてください。

- ・ 2015年度に策定された、経済・財政再生計画（2016年度～2020年度）では、国・地方を合わせた基礎的財政収支を2020年度に黒字化させることを目標としていました。そして、「集中改革期間」の最終年度である2018年度の基礎的財政収支のGDP比を-1%とすることを目安とし、計画の中間時点でもある2018年度に、目標に向けた進捗状況を評価することになっていました。
- ・ 進捗状況の評価によると、2018年度の基礎的財政収支のGDP比は-2.9%と見込まれており、目安を下回っています。歳出効率化による努力は行われたものの、税収が想定されたほどには増加しなかったこと、補正予算による歳出の拡大、消費税率の引き上げの延期が、目安を下回ることになった要因として挙げられています。こうした状況では、目標とする2020年度の基礎的財政収支の黒字化は困難であり、今回、経済・財政再生計画が新たに策定されることになりました。
- ・ 新しい計画においても、「経済再生なくして財政健全化なし」という方針の下、経済・財政一体改革に取り組むとされています。基礎的財政収支の黒字化の目標時期は5年先送りして、2025年度とすると同時に、債務残高のGDP比の安定的な引き下げを目指す目標を掲げています。中間目標として、2021年度に、基礎的財政収支のGDP比については2017年度の水準からの実質的な半減値（-1.5%程度）¹とし、債務残高のGDP比については180%台前半、財政赤字のGDP比は3%以下にするとしています（図表4）。

¹ 2017年度の基礎的財政収支のGDP比は-3.4%（実績見込み）であり、2019年10月の消費税率の引き上げで収支の改善が見込まれる分（GDP比で0.4%ポイント）を除いたものを形式的に半減したものとされています。

図表4 . 財政健全化目標と内閣府の基礎的財政収支の見通し



- ・ 2025年度の基礎的財政収支の黒字化に向けて、団塊世代が75歳以上になり始める2022年からは社会保障関係費の急増が予想されることから、2019年度から2021年度までを、社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」と位置付け、経済成長と財政を持続可能にするための基礎固めを行うとしています。
- ・ 社会保障に関しては、制度を持続可能なものにするために、自助、共助、公助の範囲について見直すとしています。高齢者医療制度や介護制度については、所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担を求めることなどが検討されます。今後、こうした方針に基づき検討したうえで、給付、負担の見直しを実施していくことが、財政健全化に向けた課題になると考えられます。

- ご利用に際して -

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。